

尾張都市計画地区計画の決定（一宮市決定）

都市計画本町２丁目地区計画を次のように決定する。

名 称		本町２丁目地区計画
位 置		一宮市本町２丁目２番
面 積		約０．１ｈａ
地区計画の目標		本地区は、本市の玄関口であり、また中心市街地であるため、高度利用と都市機能の更新を図ることで、魅力的で良好な市街地環境を形成することを目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	土地の集約化により、地区内に有効な空地を設けることで、土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、商業・業務機能等の土地利用の誘導を図る。
	地区施設の整備の方針	一宮駅前地区の歩行者や施設利用者の安全・快適な歩行空間と良好な環境の確保のため、公共空地を設ける。
	建築物等の整備の方針	1 中心市街地にふさわしい機能を備えた商業・業務機能の形成を図るため、風俗営業施設や倉庫・工場の禁止等、用途の制限を行う。 2 土地の健全な高度利用を図るため、容積率の最高限度、容積率の最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度を定める。 3 敷地の細分化を防ぐため、敷地面積の最低限度を定める。 4 地区の景観、周辺の環境に配慮した建築物が建築されるよう、また、道路と一体となった歩行者空間のため壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限を定める。 5 良好な街並み景観を誘導するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 6 低層部分に商業機能を導入し、屋内型の広場スペース、集会所、ホール、ギャラリー等文化機能若しくは交流機能の設置により、魅力ある空間の創出を図る。

	地区施設の配置及び規模		公共空地	名称	幅員	延長	配置
			公共空地	公共空地 1 号	2.0m	約150m	計画図表示のとおりに
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供する建築物 2 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（作業場の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場を除く） 4 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（と）項第3号に掲げる工場 5 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの 6 倉庫業を営む倉庫				
		建築物の容積率の最高限度	10分の60				
		建築物の容積率の最低限度	10分の20				
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の7 （耐火建築物については、10分の9とする。）				
		建築物の建築面積の最低限度	200㎡				
		建築物の敷地面積の最低限度	500㎡				
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は2.0m以上とする。				
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の形態又は色彩その他の意匠は、良好な景観を形成し、周辺の土地利用や環境に調和するものとする。				
		垣又は柵の構造の制限	壁面位置の制限を行った限度の線と道路境界線との間の土地の区域には、垣や柵等は設置しない。				

「区域は計画図表示のとおりに」